

三広聴収第38号
令和2年10月13日

放射線から子どもたちを守る三郷連絡会
代表 大場 敏明 様

三郷市市民経済部生活安全課広聴室

要望書について（回答）

日頃から、市政各般にわたりご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

市政に関する各分野へのご要望につきまして、別添のとおり回答いたします。

また、懇談につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み、実施はできかねますのでご了承いただきたく存じます。お手数をおかけいたしますが、回答内容についてご不明点がある場合には、回答記載の担当課に個別で問い合わせを行っていただきますようお願いいたします。

担当

市民経済部生活安全課広聴室 濱田

Tel 930-7724（直通）

令和2年10月13日

放射線から子どもたちを守る三郷連絡会
代表 大場 敏明 様

三 郷 市

要望書への回答について

この度はご要望をいただきまして、ありがとうございました。
お寄せいただきましたご要望に対する回答は、以下のとおりです。

○市民の放射線ひばくに関わる三郷市への要望書（2020年版）

1.東海第2原発の延長・再稼働に反対意見を表明すること

<回答>企画調整課

東海第二発電所については、平成30年11月に運転期間延長の認可がありましたが、電力事業者は立地自治体への説明を継続している状況です。立地自治体や周辺自治体では、住民意見の集約や、独自の安全性検証を進めており、国の原子力規制委員会においても特定重大事故等対処施設に係る新規制基準適合性等の審査が継続されております。

三郷市としましては、引き続き動向を見守りながら対応してまいります。

2.トリチウム汚染水の海洋投棄に反対すること

<回答>企画調整課

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水を含む放射性廃棄物の処理のあり方については、専門家や、国の専門機関による議論の動向を注視して対応してまいります。

3.福島県民健康調査(甲状腺エコー検査)の長期的継続

<回答>健康推進課

福島県「県民健康調査」の基礎調査における中間とりまとめにおいて、「総合的に判断して、甲状腺がんへの放射線の影響は考えにくい」と評価されており、その後も、定期的に「県民健康調査」検討委員会等において、甲状腺がんの症例と放射線の関係について議論されているところでございます。

引き続き国・県等の動向を注視してまいります。

4.放射性汚染土の安全管理の強化

①「年数が経過して地形が変化したり、覆土が流出したりして汚染度が露出する危険性もあります」

<回答>放射能対策室

経年変化のほか、異常侵入や災害等による埋設箇所の異常の有無を確認・把握するため、少なくとも年に4回の点検を施設管理者が行うこととしております。さらに、異常侵入、豪雨、風雪災害等により埋設箇所の変化がある場合や、当該施設において多数の集客が見込まれる場合などには、定期外にも点検をすることとしております。なお、令和元年に台風により保管土が流出した等の事故が被災地等で起こったことから環境省より管理を徹底するよう通知があり、あらためて施設管理者に埋設箇所の状況確認・把握をするよう指示したところです。

また、放射線量率の測定時には、必ず埋設箇所の異常の有無を確認しております。以上の結果、問題となる埋設箇所は現在までのところございません。

今後も注意深く定期の点検を行い、状況確認・把握を継続してまいります。

②「環境省の作成したガイドライン(特別措置法施行規則第 15 条、第 24 条に基づくもの)では汚染土を埋め立てて覆土した場合は囲いを設け、立札を立てることになっていますが三郷市ではそれが実施されていません」

<回答>放射能対策室

除去土壌の保管基準を定めた特措法施行規則第 58 条では、第 1 号で同施行規則第 15 条第 2 ~ 5 号、第 7 号、第 10 号の規定の例によること、第 2 号で囲いの設置、第 3 号で掲示板の設置が定められております。

まず、第 58 条第 1 号ですが、施行規則第 15 条第 10 号に「境界にさく若しくは標識を設ける等の方法によって保管の場所の周囲に人がみだりに立ち入らないようにし、又は指定廃棄物の表面を土壌で覆う等により放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること」と定められております。(準用規定ですので、「指定廃棄物」は除去土壌と読み替えます)

本市においては、除去土壌を保管するに当たり、後段(「又は」以降)のとおり覆土を行い、放射線を遮蔽する必要な措置を講じております。

また、「除染関係ガイドライン 第 4 編 除去土壌の保管に係るガイドライン」中、「3 施設 /管理要件を踏まえた保管方法の具体例」において、覆土厚 30cm 以上の場合、「民家等、人の住んでいる建物との離隔距離をとる必要はありません」とされております。

次に第 58 条第 2 号、第 3 号ですが、それぞれただし書きにおいて「除染実施区域内の土地等に係る土壌等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない」とされております。

以上に加え、施設本来の用途に応じた使用ができるよう、本市の除去土壌現地保管場所においては、囲いや掲示板は設置しておりません。万が一、基準値や想定を超える値が測定された場合には、詳細測定の実施、周辺住民への注意喚起、施設への立ち入り制限等の措置等について、関係者と協議してまいります。

③「覆土量を増やして安全を確保していると主張するのであれば、その埋立位置における定期的な放射線量測定結果を公表すべきです。」

<回答 放射能対策室>

保管場所における放射線量率の測定は、定期測定時に必ず行っており、今後も継続してまいります。

施設における測定結果(概ね校庭等の中央での測定値です)につきましては、広報紙、ホームページで公表しておりますが、保管場所での全ての測定結果は分量が多くなるため紙面等の都合により公表してはおりません。

保管場所での測定結果はご要望によりお知らせしますが、情報公開手続きをお願いいたします。

ちなみに、公表している施設の測定値と保管場所の測定値にほとんど差異はありません。万が一、基準値や想定を超える値が測定された場合は、当然に詳細測定を行い、その結果によっては周辺にお住いのかたがたへの注意喚起や立ち入り制限措置について検討いたします。

5.三郷市の放射能対策の維持・強化

<回答>健康推進課

福島県「県民健康調査」の基礎調査における中間とりまとめにおいて、「総合的に判断して、甲状腺がんへの放射線の影響は考えにくい」と評価されており、その後も、定期的に「県民健康調査」検討委員会等において、甲状腺がんの症例と放射線の関係について議論されているところでございます。

現状におきまして、甲状腺エコー検査への助成の予定はございませんが、引き続き国・県等の動向を注視してまいります。

<回答>放射能対策室

放射線量率の定期測定(=経過観察)は、今後も継続してまいります。

後段については、事故から10年近い年月が経過し、放射線量率が減衰していると考えられる状況下において、問題となるような放射線量率が測定された場合は、なぜそのような状況となったのかを検証する必要があると考えております。これについては、その時点において、本市が取り得る知見を集約して対応してまいります。

6.市民の自主的健康調査などへの理解と協力

<回答>健康推進課

福島県「県民健康調査」の基礎調査における中間とりまとめにおいて、「総合的に判断して、甲状腺がんへの放射線の影響は考えにくい」と評価されており、その後も、定期的に「県民健康調査」検討委員会等において、甲状腺がんの症例と放射線の関係について議論されているところでございます。

放射線の影響が考えにくいとされているものの検査について、公的機関が果たすべき役割との認識は現在のところございません。

引き続き国・県等の動向を注視してまいります。

<回答>広報課

ご要望をいただきました、広報面での協力につきましては、市民の皆さまからの情報コーナー「伝言板」におきまして、「子どもの甲状腺エコー検査」の記事を掲載いたしました。今後も、年度に1回の掲載などの掲載基準に沿って対応させていただきます。

担当	企画調整課	企画調整係	TEL 9 3 0 - 7 7 6 3
	広報課	広報係	TEL 9 3 0 - 7 7 6 2
	放射能対策室		TEL 9 5 3 - 1 1 1 9
	健康推進課	健康づくり係	TEL 9 3 0 - 7 7 7 1

※「市民の声」についての連絡先 生活安全課 広聴室 TEL 9 3 0 - 7 7 2 4